

平成29年度第8回小平市国民健康保険運営協議会要録

日 時	平成30年2月15日（木）午後1時30分開会
場 所	小平市役所6階 大会議室B
出席者	会長及び委員16名、計17名（欠席者なし）
議 題	1. 小平市国民健康保険条例の一部改正について 2. 小平市国民健康保険事業運営基金の一部改正について 3. 平成29年度小平市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）（案）について 4. 平成30年度小平市国民健康保険事業特別会計予算（案）について
傍聴者	なし

【主な質疑等】

議題1 小平市国民健康保険条例の一部改正について（報告事項）

議題2 小平市国民健康保険事業運営基金の一部改正について（報告事項）

委 員 : 都道府県に設置される財政安定化基金について。貸付とか交付の違いは何か。

事務局 : 市町村に対する貸付・交付の要件としては収納額の確保が困難になった場合が考えられる。貸付は2年後から償還金が発生する。2年後以降の標準保険料率にも反映してくるため、なるべく借りない方が良く考えている。詳細は未だ把握していないが、交付は貸付よりも公益的な要件が必要だろう。

議題3 平成29年度小平市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）（案）について

委 員 : 共同事業交付金の減額補正（△9,000万円）について。高額療養費共同事業交付金の対象は80万以上の医療費だが、減額の理由は、対象者数が減っているためか、あるいは対象金額が減になったためか。そのあたり、昨年度と比較して教えていただきたい。

事務局 : 共同事業交付金の額は、国保連合会で試算を行っており、東京都全体の平均の伸び率が7.8%と想定されているが、小平市の実績の伸び率は、反対に18%程度減っている。国保連合会の試算は、比較的安全な試算をする傾向があるので、被保険者が相当減る中で、全体で7.8%伸びることはなく、医療費に関しても少し落ちついている状況である。例年同じような状況であり、歳入の共同事業交付金と歳出の拠出金、ともに大幅な減額を見込んでいる。

委員：保険財政共同安定化事業交付金とは何か。

事務局：共同事業交付金には二種類ある。一つが高額医療費共同事業交付金で、高額な医療費の発生が国保財政に与える影響を緩和することを目的として、レセプト1件80万円を超える医療費について、この80万円を超える部分の大体6割を交付金として交付される事業である。都内の区市町村が過去3年の医療の実績、被保険者の所得状況等を加味して決定された拠出金を出し合うことにより、東京都全体の医療費（交付金）を支え合う事業である。

もう一つが保険財政共同安定化事業交付金である。これは80万円以下の医療費を対象として、医療費の6割相当額が交付される。一方、拠出金に関しては、過去3年間の実績等に応じて区市町村が負担する仕組み。医療費は、毎年、波を打つように上下するため、かかったときは多くもらう一方で、拠出（支払）は平準化して負担するといった、再保険的な意味合いを持つ事業である。

なお、都道府県化に伴ってこれら二つの事業は役割を終え、平成30年度に廃止となる。

委員：補正予算における決算見込みというのは、いわゆる1月支払分（11月診療分）までの医療費に基づいて年間推計した金額か（そういったルールになっているのか）。

事務局：今回の補正は、1月分の支払い、つまり11月診療分までの、半年少々の医療費実績（8か月分）で見込んでいる。例年、補正予算は概ね1月の下旬頃に編成（積算）するためである。

会長：年度末にかけて流行の病気があると、第3号補正が必要になるのか。

事務局：過去には、年度末で急に医療費（保険給付費）が伸びたケースがあり、その際には、市長の専決処分といって、必要額を市長の権限で予算措置をする、地方自治法の規定に則した措置を行うこともあった。医療費は上下動が大きく、今もインフルエンザが大変流行っていて医療費を押し上げていることが懸念されるが、今回に関しては、その点も想定しながら、少し緩やかな減額補正をしている。3号補正をすることがないよう対応している。

委員：30年度予算（案）における平均被保険者数は3万9,300人とある。被保険者が減るという予測に対し、保険税収入への影響はどうなるのか。

事務局：医療保険に関しては現在、会社勤めの方々には極力被用者保険のほうに移行させる政策が意図的に行われている。短期労働者の方も一定の要件がそろえば被用者保険に移行できる。裏を返せば、国が国保に対する支援を拡充するに当たって、支援を受けるべき人をより特定するという意味合いがあると思う。国

保は、こういった政策的な移行と、雇用の情勢と、後期高齢者への移行により、被保険者数は減ってきている。

昨今、雇用は好調を維持しており、被用者保険（協会けんぽ、健保組合）への移行が顕著である。平成30年度もこの傾向は続くとしている。そうすると、一番影響を受けるのが国保税収入である。平成29年度の当初予算と比べると、被保険者は6%減を見込み、連動して保険税収入も相当下がることになるところを、平成30年度は税率の増額改定を行うことにより、その減少を3.9%にとどめている。

委員：東京都が提示した標準保険料率（医療分）は、所得割が7.14で、均等割が4万621円、小平市の今回の改正では所得割が5.51%、均等割が2万3,700円。標準保険料とのかい離についての考え方は。

事務局：納付金を支払うための必要な率として、標準保険料率が示されている。本来、法定外繰入金を行わなければ、標準保険料率にしないと納付金を支払うことができない。現状は、法定外繰入を15億円程度投入することで保険税率を抑制している。今後は、税率改定をある程度の期間で行わないと追いつかない、非常に厳しい状況と受け止めている。なお、後期高齢者支援金分と介護保険分は、なるべく早い時期に標準保険料率に追いつきたいと考えている。医療保険分は標準保険料率とのかい離が一番大きいですが、医療費適正化の取組みによって、様々なインセンティブ（歳入）が確保できるので、その財源で納付金が一部賄われるのであれば、財源を確保しつつ、改定について検討せざるを得ないというのが現状の受けとめである。今後、法定外繰入を解消するためには、標準保険料率の一つの目安となるので、今後の税率改定の検討に当たっては、参考値の一つの材料として、検討していく。

委員：1月27日の「都議会だより」No.326には、国民健康保険料に関する議員の質問では、平成30年度から制度の見直しに伴って、年収500万円の4人家族（子育て世帯）の負担が年60万円増にも及ぶ、重い負担ではないかという質問に対して、知事のお答えは、保険料の料率等は市区町村が定めるものであって制度改革後もこの仕組みは変わらないとの答弁があった。都は区市町村と共同運営者であるならば、都も国に対して均等割軽減などについて働きかけていくべきかと思うが、市の見解は。

事務局：そうあるべきと思っている。区市町村側からすれば、これだけ赤字繰り入れをせざるを得ない状況の中、都に対しても何らかの支援をすべきと要望を出している。今回、当初予算において東京都が14億円支援する（予算化される）ことになっている。知事の話のとおり、税率を決定するのは区市町村で、最終的には市

が責任を負わなくてはならない。法定外繰入の縮減が求められる中で、東京都が財政支援を決定したということは、大変大きなことと受けとめている。小平市では、そのうち1,700万円ほど恩恵を受けている。

均等割に関しては、標準保険料率を見ても医療分だけで4万円超が一人当たりにかかる。税の負担感は大変大きいと思っている。この声は国にも届いているが、低所得者対策全体の中で検討されると言われているので、今後も要望を上げながら動向を注視していく。

以上